

○さいたま市放課後児童クラブ条例

平成13年5月1日

条例第178号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、小学校放課後の児童健全育成に資するため、さいたま市放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 クラブの名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

(業務)

第3条 クラブは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の安全の確保に関すること。
 - (2) 児童の生活指導及び遊びの指導に関すること。
 - (3) 児童の健全な育成に関すること。
- (追加〔平成24年条例20号〕)

(休業日)

第4条 クラブの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日
- (追加〔平成24年条例20号〕)

(開室時間)

第5条 クラブの開室時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 小学校の授業日(授業を行う日をいう。) 授業の終了時から午後7時まで
 - (2) 小学校の休業日(授業を行わない日をいう。) 午前8時から午後7時まで
- (追加〔平成24年条例20号〕、一部改正〔平成24年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例54号〕)

(入室者の資格)

第6条 クラブに入室できる児童は、保護者(親権を行う者、後見人その他の者で当該児童

を現に監護するものをいう。以下同じ。)が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である市内小学校に就学する児童で市内に住所を有するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年条例175号・24年20号〕、一部改正〔平成26年条例54号〕)

(入室の決定)

第7条 クラブへの入室は、保護者の入室申込みに基づく市長の入室決定により行う。

(一部改正〔平成17年条例175号・24年20号〕)

(指導料)

第8条 保護者は、クラブに入室している児童の指導に係る費用(以下「指導料」という。)を市長の指定する日までに納入しなければならない。

2 指導料の額は、児童1人につき、当該児童の属する世帯の所得等の状況に応じて月額8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該指導料を減額し、又は免除することができる。

(追加〔平成24年条例20号〕、一部改正〔平成24年条例20号〕)

(指導料の不還付)

第9条 既納の指導料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(追加〔平成24年条例20号〕)

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、クラブの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) クラブの施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条に規定する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

(追加〔平成17年条例175号〕、一部改正〔平成24年条例20号〕)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成17年条例175号・24年20号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市児童クラブ室条例(平成10年浦和市条例第22号)、大宮市児童厚生施設条例(平成3年大宮市条例第16号)又は与野市立学童保育室設置及び管理条例(昭和50年与野市条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成13年9月28日条例第296号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第307号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日条例第98号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月14日条例第27号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月25日条例第73号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月27日条例第65号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表さいたま市立大久保東放課後児童クラブの項及びさいたま市立栄和放課後児童クラブの項の改正規定は、同年2月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第84号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月27日条例第175号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第218号)

この条例は、平成18年2月13日から施行する。

附 則(平成22年6月28日条例第39号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月5日条例第23号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月27日条例第49号)

この条例は、平成24年1月4日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成24年4月1日

(2) 第2条の規定 平成25年4月1日

(3) 第3条の規定 平成26年4月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例第8条第2項の規定は、平成25年度分の児童の指導に係る費用(以下「指導料」という。)について適用し、平成24年度分までの指導料については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例第8条第2項の規定は、平成26年度以後の年度分の指導料について適用し、平成25年度分までの指導料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月19日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第48号)

この条例は、平成26年1月4日から施行する。

附 則(平成26年7月9日条例第54号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

別表(第2条関係)

(全部改正〔平成14年条例98号〕、一部改正〔平成15年条例27号・73号・16年65号・17年84号・175号・218号・22年39号・23年23号・49号・25年10号・48号〕)

名称	位置	定員
さいたま市立谷田放課後児童クラブ	さいたま市南区太田窪5丁目10番6号	50人
さいたま市立常盤放課後児童クラブ	さいたま市浦和区常盤9丁目30番9号	50人
さいたま市立大谷場放課後児童クラブ	さいたま市南区南浦和1丁目18番3号	50人
さいたま市立西浦和放課後児童クラブ	さいたま市桜区田島2丁目16番7号	65人
さいたま市立大久保東放課後児童クラブ	さいたま市桜区大字大久保領家331番地	50人
さいたま市立三室放課後児童クラブ	さいたま市緑区松木1丁目4番地11	50人
さいたま市立上木崎放課後児童クラブ	さいたま市浦和区上木崎3丁目11番33号	50人
さいたま市立中尾放課後児童クラブ	さいたま市緑区大字中尾40番地1	50人
さいたま市立土合放課後児童クラブ	さいたま市桜区南元宿1丁目11番1号	50人
さいたま市立仲町放課後児童クラブ	さいたま市浦和区仲町4丁目7番6号	50人
さいたま市立南浦和放課後児童クラブ	さいたま市南区南本町1丁目18番13号	50人
さいたま市立沼影放課後児童クラブ	さいたま市南区曲本4丁目7番6号	50人
さいたま市立栄和放課後児童クラブ	さいたま市桜区栄和1丁目7番1号	50人
さいたま市立辻放課後児童クラブ	さいたま市南区辻6丁目3番28号	55人
さいたま市立北浦和放課後児童クラブ	さいたま市浦和区北浦和2丁目18番3号	50人
さいたま市立木崎放課後児童クラブ	さいたま市浦和区領家4丁目20番1号	50人
さいたま市立善前放課後児童クラブ	さいたま市南区大字太田窪2500番地1	50人
さいたま市立田島放課後児童クラブ	さいたま市桜区田島10丁目7番14号	50人
さいたま市立原山放課後児童クラブ	さいたま市緑区原山1丁目22番20号	50人
さいたま市立大牧放課後児童クラブ	さいたま市緑区東浦和6丁目13番地15	50人
さいたま市立本太放課後児童クラブ	さいたま市浦和区本太4丁目3番39号	50人
さいたま市立大門放課後児童クラブ	さいたま市緑区大字大門1361番地13	50人
さいたま市立新開放課後児童クラブ	さいたま市桜区新開2丁目18番1号	50人
さいたま市立針ヶ谷放課後児童クラブ	さいたま市浦和区領家7丁目2番19号	50人
さいたま市立大東放課後児童クラブ	さいたま市浦和区大東3丁目14番1号	50人
さいたま市立文蔵放課後児童クラブ	さいたま市南区文蔵4丁目19番3号	50人
さいたま市立大谷口放課後児童クラブ	さいたま市南区大字大谷口993番地16	50人
さいたま市立浦和別所放課後児童クラブ	さいたま市南区別所2丁目15番6号	50人
さいたま市立道祖土放課後児童クラブ	さいたま市緑区道祖土1丁目1番1号	50人
さいたま市立高砂放課後児童クラブ	さいたま市浦和区岸町4丁目1番29号	50人
さいたま市立大谷場東放課後児童クラブ	さいたま市南区大谷場2丁目13番54号	50人
さいたま市立浦和大里放課後児童クラブ	さいたま市南区鹿手袋4丁目1番12号	50人

さいたま市立宮前放課後児童クラブ	さいたま市西区宮前町443番地	50人
さいたま市立七里放課後児童クラブ	さいたま市見沼区大字東宮下392番地	50人
さいたま市立佐知川放課後児童クラブ	さいたま市西区大字佐知川299番地16	50人
さいたま市立三橋放課後児童クラブ	さいたま市大宮区三橋2丁目59番地	40人
さいたま市立植竹放課後児童クラブ	さいたま市北区盆栽町430番地	30人
さいたま市立天沼放課後児童クラブ	さいたま市大宮区天沼町1丁目194番地	30人
さいたま市立宮原放課後児童クラブ	さいたま市北区宮原町4丁目66番地13	30人
さいたま市立植水放課後児童クラブ	さいたま市西区大字中野林174番地1	30人
さいたま市立本郷放課後児童クラブ	さいたま市北区本郷町1065番地3	30人
さいたま市立海老沼放課後児童クラブ	さいたま市見沼区大字東新井710番地78	30人
さいたま市立春野放課後児童クラブ	さいたま市見沼区春野1丁目7番1号	40人
さいたま市立東大宮放課後児童クラブ	さいたま市見沼区東大宮7丁目5番地18	50人
さいたま市立与野八幡放課後児童クラブ	さいたま市中央区本町東5丁目23番14号	40人
さいたま市立鈴谷放課後児童クラブ	さいたま市中央区鈴谷5丁目1番1号	50人
さいたま市立大戸放課後児童クラブ	さいたま市中央区新中里1丁目6番28号	50人
さいたま市立与野本町放課後児童クラブ	さいたま市中央区本町東3丁目5番23号	50人
さいたま市立与野西北放課後児童クラブ	さいたま市中央区円阿弥4丁目3番7号	50人
さいたま市立下落合放課後児童クラブ	さいたま市中央区上落合1丁目7番33号	50人
さいたま市立上落合放課後児童クラブ	さいたま市中央区上落合4丁目14番24号	50人
さいたま市立与野南放課後児童クラブ	さいたま市中央区大戸6丁目2番19号	30人
さいたま市立岸町放課後児童クラブ	さいたま市浦和区岸町5丁目20番4号	30人
さいたま市立神田放課後児童クラブ	さいたま市桜区大字神田541番地1	50人
さいたま市立馬宮放課後児童クラブ	さいたま市西区大字西遊馬533番地1	30人
さいたま市立大砂土放課後児童クラブ	さいたま市北区本郷町17番地7	50人
さいたま市立栄放課後児童クラブ	さいたま市西区大字指扇610番地3	50人
さいたま市立大久保放課後児童クラブ	さいたま市桜区大字五関21番地	50人
さいたま市立中島放課後児童クラブ	さいたま市桜区中島1丁目28番1号	50人
さいたま市立植水第二放課後児童クラブ	さいたま市西区大字中野林225番地3	30人
さいたま市立城北放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区大字岩槻6619番地	70人
さいたま市立太田放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区仲町1丁目17番3号	30人
さいたま市立西原放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区西原4番97号	70人
さいたま市立城南放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区大字南下新井1191番地1	30人
さいたま市立岩槻放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区本町5丁目6番45号	30人
さいたま市立慈恩寺放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区大字慈恩寺259番地	30人
さいたま市立東岩槻放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区諏訪2丁目6番1号	40人
さいたま市立和土放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区大字黒谷1353番地	30人

さいたま市立徳力放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区大字徳力136番地4	30人
さいたま市立柏崎放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区大字柏崎762番地	30人
さいたま市立上里放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区上里2丁目2番地	40人
さいたま市立新和放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎1252番地	30人
さいたま市立東宮下放課後児童クラブ	さいたま市見沼区大字東宮下215番地1	35人
さいたま市立野田放課後児童クラブ	さいたま市緑区大字上野田16番地	35人

○さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則

平成13年5月1日

規則第121号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入室の手続)

第2条 条例第1条に規定するクラブ（以下「クラブ」という。）へ入室しようとするときは、当該児童の保護者（条例第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）において、放課後児童クラブ入室申込書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申し込まなければならない。

- (1) 勤務証明書（様式第2号）
- (2) 家族状況調書（様式第3号）
- (3) 児童の属する世帯の所得税及び市町村民税の課税状況を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、これを審査の上、クラブの入室の可否を決定し、放課後児童クラブ入室可否決定通知書（様式第4号）を当該申込者に通知するものとする。

（一部改正〔平成18年規則82号・24年49号・26年133号・29年89号〕）

(退室の手続等)

第3条 保護者は、前条の規定により入室の決定を受けた児童（以下「入室児童」という。）がクラブを退室しようとするときは、放課後児童クラブ退室届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、クラブの入室児童が入室対象児童でなくなったと認めるときは、放課後児童クラブ退室決定通知書（様式第6号）により当該保護者に通知するものとする。

（一部改正〔平成18年規則82号・24年49号〕）

(指導料の額)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 月の中途において入室し、又は退室した場合におけるその月の指導料の額は、日割計算により算定した額とする。

(全部改正〔平成24年規則49号〕、一部改正〔平成24年規則104号・25年8号〕)

(管理上の指示)

第5条 市長は、クラブの管理上必要があると認めるときは、入室児童の保護者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(一部改正〔平成18年規則82号・24年49号〕)

(指定管理者による読替え)

第6条 条例第10条の規定により指定管理者(同条第1項に規定する指定管理者をいう。)がクラブの管理に関する業務を行う場合についての前条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(追加〔平成18年規則82号〕、一部改正〔平成24年規則49号〕)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成24年規則49号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市児童クラブ室条例施行規則(平成10年浦和市教育委員会規則第7号)、大宮市児童厚生施設条例施行規則(平成3年大宮市規則第52号)又は与野市立学童保育室設置及び管理条例施行規則(昭和50年与野市規則第8号)(以下「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなし、その指導料については、なお合併前の規則の例による。

3 この規則の施行の日後に、合併前の浦和市の区域に住所を有する児童クラブ室に入室している児童及び合併前の与野市の区域に住所を有する学童保育室に入室している児童に係る指導料の額については、第7条の規定にかかわらず、平成13年度に限り、なお合併前の浦和市児童クラブ室条例(平成10年浦和市条例第22号)又は与野市立学童保育室設置及び管理条例(昭和50年与野市条例第7号)の例による。

(新型コロナウイルス感染症に係る指導料の減免の特例)

4 第4条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイ

ルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）により、市長がクラブを臨時に休業とした場合又は保護者に登室自粛を要請した場合の指導料の額は、第4条に規定する額から次項の規定により算出した額を減額するものとする。

（追加〔令和2年規則71号〕、一部改正〔令和3年規則20号〕）

- 5 減額する額は、第4条第1項に規定する指導料の額に、市長がクラブを臨時に休業とした期間又は保護者に登室自粛を要請した期間において入室児童が登室しなかった日数を乗じたものに、当該月の現日数から条例第4条の休業日を減じた日数を除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

（追加〔令和2年規則71号〕）

附 則（平成16年6月25日規則第75号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第110号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第82号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月15日規則第151号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第37号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月1日規則第94号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成21年3月30日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則別表備考の規定は、平成21年度以後の年度分の児童の指導に要する費用について適用し、平成20年度分までの児童の指導に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月30日規則第84号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 第6条の規定による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則別表備考の規定は、施行日以後の児童の指導に要する費用について適用し、施行日前の児童の指導に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第49号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則別表の規定は、平成24年度以後の年度分の児童の指導に係る費用（以下「指導料」という。）について適用し、平成23年度分までの指導料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年10月12日規則第104号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則別表の規定は、平成25年度以後の年度分の児童の指導に係る費用（以下「指導料」という。）について適用し、平成24年度分までの指導料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月7日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月3日規則第76号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則別表の規定は、平成26年度以後の年度分の児童の指導に係る費用（以下「指導料」という。）について適用し、平成25年度分までの指導料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月25日規則第133号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び様式第1号の改正 公布の日

(2) 別表の改正 平成26年10月1日

(3) 様式第2号の改正 平成27年4月1日

附 則（平成28年3月31日規則第92号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月7日規則第89号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の規定は、平成29年9月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則別表備考の規定は、平成29年9月1日以後の児童の指導に係る費用について適用し、同日前の児童の指導に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則別表の規定は、平成29年度以後の年度分の児童の指導に係る費用について適用し、平成30年度分までの児童の指導に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月21日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月29日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

(一部改正〔平成18年規則82号・20年37号・21年40号・22年84号・24年49号・104号・25年76号・26年133号・28年92号・29年89号・30年43号〕)

階層区分		指導料 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯 0円
C	税世帯	前年度分の市町村民税課税世帯 2,000円
D	A階層を除き前年分の所得税課税世帯	8,000円

備考

- 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額及び同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 この表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号から第3号まで（第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第

41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項

3 保護者又はその保護者の属する世帯の世帯員（以下「保護者等」という。）が次に掲げる要件を満たす場合において、この表における前年度分の市町村民税の額及び前年分の所得税の額は、当該保護者等を地方税法第292条第1項第11号又は所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。

- (1) 前年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。
- (2) 婚姻をしたことがないこと。
- (3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

4 保護者等が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、この表における前年度分の市町村民税の額及び前年分の所得税の額は、当該保護者等を地方税法第292条第1項第12号又は所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。

- (1) 前年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。
- (2) 地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。
- (3) 前年度分の市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下であること。

年度

放課後児童クラブ入室申込書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

〒

申込者 住所

(保護者)

氏名

電話番号

携帯電話①

【父・母・()】

携帯電話②

【父・母・()】

次のとおり放課後児童クラブへの入室を申し込みます。

入室を希望する児童	フリガナ名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	小学校名	小学校(第 学年)
	申込者との続柄	
入室希望放課後児童クラブ	第1希望	放課後児童クラブ
	第2希望	放課後児童クラブ
入室を希望する理由		
入室を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
過去の入室歴	有・無	
兄弟姉妹同時申込時の希望	1 同時期に全員が入室できない場合 (□ひとりでも入室する。 □全員が入室できるまで入室しない。) 2 複数のクラブを希望している方で、同じクラブに入室できない場合 (□別々のクラブでも入室する。 □同じクラブに入室できるまで入室しない。)	
特記事項		

(注)

様式第2号(第2条関係)

※ 保護者記入欄				提出日	年 月 日
児童氏名		学年		児童クラブ名	放課後児童クラブ
児童との続柄 父・母・祖父・祖母・その他()					

※ 事業主記入欄					
勤 務 証 明 書					
(宛先)さいたま市長					
年 月 日					
次のとおり、 <input type="checkbox"/> 勤務している <input type="checkbox"/> 採用予定である ことを証明します。					
所在地 会社名(店名) 事業者 代表者氏名 電話番号 () ㊟					
氏 名					
勤 務 場 所	電話 () 単身赴任の有無(□有(期間 年 月 日～年 月 日) □無)				
採用(予定)年月日	年 月 日				
勤 務 形 態	□常勤 □パート □内職 □自営(□居宅内・□居宅外) <input type="checkbox"/> その他()				
勤 務 時 間 ※①②どちらか にご記入ください。	①固定勤務	時 分～	時 分		
	②変則勤務 (シフト制)	時 分～	時 分	分(日/週・月)	
		時 分～	時 分	分(日/週・月)	
勤 務 日	□定期(月・火・水・木・金・土・日)・□不定期(週・月に 日間勤務)				
仕 事 の 内 容					
産 休	□無・□有(年 月 日～ 年 月 日)				
育 休	□無・□有(年 月 日～ 年 月 日)				
最近4箇月の 勤 務 日 数	月	月	月	月	
	日間	日間	日間	日間	
備 考					

(注)

父親について	状況	同居・別居中・離婚・未婚・失踪・拘禁・調停中・裁判中・死亡・その他()					
	職業	会社員・公務員・パート・学生・その他()					
	勤務先名称		勤務先所在地	電話番号 ()			
	勤務時間等	(月～金) 時 分～ 時 分 (土曜日) 時 分～ 時 分		クラブまでの所要時間	時間 分		
母親について	状況	同居・別居中・離婚・未婚・失踪・拘禁・調停中・裁判中・死亡・その他()					
	職業	会社員・公務員・パート・学生・その他()					
	勤務先名称		勤務先所在地	電話番号 ()			
	勤務時間等	(月～金) 時 分～ 時 分 (土曜日) 時 分～ 時 分		クラブまでの所要時間	時間 分		
	出産	出産予定日 . . .	病院名				
保護者又は家族が病気の場	氏名		続柄		病名		
	病院名		入院の期間		. . . ~ . . .		
	入室希望理由						
祖父母について	父方	祖父	氏名		年齢	状況	
					同居・別居・死亡・その他()		
		住所	電話番号		職業有・無	勤務先	
	祖母	氏名		年齢	状況		
				同居・別居・死亡・その他()			
	住所	電話番号		職業有・無	勤務先		
	母方	祖父	氏名		年齢	状況	
					同居・別居・死亡・その他()		
		住所	電話番号		職業有・無	勤務先	
祖母	氏名		年齢	状況			
			同居・別居・死亡・その他()				
住所	電話番号		職業有・無	勤務先			
同居の場合入室を希望する理由							
緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	携帯電話			
	氏名	続柄	電話番号	携帯電話			

様式第3号(その2)(第2条関係)

児童の記録

体質・生活面	
既往症	
通院等の状況	
保育暦	
児童の性格・生活状況・その他	

様式第4号(第2条関係)

放課後児童クラブ入室可否決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで申込みのありました放課後児童クラブへの入室について、次のとおり決定しましたので通知します。

申請児童氏名			
入室 の 可 否	可	入室児童クラブ名	
		入室期間	
	否	(理由)	
指導料の認定		階 層	
		年度分指導料(月額)	円
特記事項			

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第3条関係)

放 課 後 児 童 ク ラ ブ 退 室 届

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所
保護者 氏 名
電話番号

次のとおり放課後児童クラブの退室を届けます。

フリガナ		第 学年
児童氏名		
放課後児童クラブ名		
退室年月日	年 月 日	
退室理由		

(注)

様式第6号(第3条関係)

放課後児童クラブ退室決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり放課後児童クラブの退室を決定しましたので通知します。

児 童 氏 名	
放課後児童クラブ名	
退 室 年 月 日	年 月 日
決 定 理 由	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号（第2条関係）

（全部改正〔平成16年規則75号〕、一部改正〔平成18年規則82号・20年94号・24年49号・26年133号〕）

様式第2号（第2条関係）

（全部改正〔平成20年規則94号〕、一部改正〔平成24年規則49号・26年133号〕）

様式第3号（その1）（第2条関係）

（全部改正〔平成24年規則49号〕）

様式第3号（その2）（第2条関係）

（全部改正〔平成24年規則49号〕）

様式第4号（第2条関係）

（全部改正〔平成17年規則110号〕、一部改正〔平成18年規則82号・24年49号・28年92号〕）

様式第5号（第3条関係）

（全部改正〔平成17年規則110号〕、一部改正〔平成18年規則82号・24年49号〕）

様式第6号（第3条関係）

（全部改正〔平成17年規則110号〕、一部改正〔平成18年規則82号・24年49号・28年92号〕）